

令和6年6月吉日

お客さま各位

花巻ガス株式会社
(小売登録番号 C0030)
花巻市材木町17番37号
TEL 0198-22-3633
FAX 0198-24-9089

【コンビニ払込票発行手数料の有料化について】

平素は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて弊社は、コンビニ払込票発行手数料の有料化に伴い「ガス小売供給約款」の一部を改定いたしました。具体的な改定内容は下記の通りです。

なお、改定後の「ガス小売供給約款」は、弊社ホームページに掲載又は弊社窓口に掲示しておりますのでご確認ください。

記

今回の改定により「ガス小売供給約款」の関係する条項を次の通り改定いたしました。

1. 本文の改定

29. 料金の払込み

(変更後)(1) ~略~

(2) お客さまが、当社が指定するコンビニエンスストアでの払込みの方法で支払われる場合において、支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行うにあたり、原則として、1料金の請求毎に198円(税込)の帳票発行手数料をお客さまにご負担いただきます。なお、帳票発行手数料は、当該帳票にて請求させていただく料金とあわせてお支払いいただきます。

2. 附則

本小売約款の実施期日

(変更後) 本小売約款は、令和6年6月1日から実施します。

以上

※ お客様の【供給地点特定番号】は、検針票に記載されている「お客様番号」です。
※ ご質問やご不明な点がございましたら弊社までご連絡ください。

令和6年6月吉日

お客さま各位

花巻ガス株式会社
(小売登録番号 C0030)
花巻市材木町17番37号
TEL 0198-22-3633
FAX 0198-24-9089

【コンビニ払込票発行手数料の有料化について】

平素は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて弊社は、コンビニ払込票発行手数料の有料化に伴い「ガス小売供給約款」の一部を改定いたしました。具体的な改定内容は下記の通りです。

なお、改定後の「ガス小売供給約款」は、弊社ホームページに掲載又は弊社窓口に掲示しておりますのでご確認ください。

記

今回の改定により「ガス小売供給約款」の関係する条項を次の通り改定いたしました。

1.本文の改定

28.料金の払込み

(変更後)(1) ~略~

(2) お客さまが、当社が指定するコンビニエンスストアでの払込みの方法で支払われる場合において、支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行うにあたり、原則として、1料金の請求毎に198円(税込)の帳票発行手数料をお客さまにご負担いただきます。なお、帳票発行手数料は、当該帳票にて請求させていただく料金とあわせてお支払いいただきます。

2. 附則

1.本小売約款の実施期日

(変更後) 本小売約款は、令和6年6月1日から実施します。

以上

- ※ お客様の【供給地点特定番号】は、検針票に記載されている「お客様番号」です。
※ ご質問やご不明な点がございましたら弊社までご連絡ください。